

[事案 2024-308] 給付金支払請求

・令和7年11月28日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年8月に前十字靭帯断裂の傷病名で入院し、骨内異物除去術を受けたため、令和4年5月に契約した組立型保険にもとづき給付金を請求したところ、重大事由により契約が解除され、給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、給付金を支払ってほしい。それが認められない場合は、その半額を支払ってほしい。

- (1)手術を受ける1か月前に、保険会社の支店に本契約の保障が適用されるかを電話で確認したところ、「この内容なら大丈夫です」と言われたため、安心して手術を受けたにもかかわらず、本契約を強制的に解約され、給付金も支払われなかった。
- (2)複数の保険に加入していたら強制的に解約されると聞いていれば、複数の保険に加入しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、本契約に加入後、約2年3か月間で3回目の請求を行っており、当社が他社の保険の加入状況を確認したところ、令和4年5月から令和5年9月までに、当社を含めて7社7件の保険契約に加入し、その入院一時金の合計額は160万円、入院日額の合計額は3万2千円であり、一般的に想定される入院費用に比較して過大である。
- (2)申立人は、本契約の告知前の令和3年10月に手術を受けていたが、その事実を告知していなかった。
- (3)申立人は、令和5年5月下旬から同年6月初旬まで、左膝前十字靭帯断裂のため入院して手術を受けたが、その治療中である同月1日を契約日とする2社の保険に加入した。
- (4)以上のような当社との信頼関係を損ねる一連の行為は、約款上の重大事由に該当し、解除事由発生日以降に生じた支払事由については、給付金の支払対象と認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)重大事由解除が有効であるか否かを判断するためには、本契約および他社の保険の加入の経緯・動機、契約者が支払う保険料の合計額、加入当時の契約者の生活状況（収入、支出等）および財産状態（資産、負債等）、保険料の負担能力および支払状況、給付金の支払履歴および支払われた給付金の妥当性などを総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2)これらの事情を明らかにするためには、相手方の反対尋問権も保障された厳密な証拠調手続を経る必要があるほか、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、第三者への

尋問等の手続が必要となる可能性がある。

- (3) しかしながら、裁定審査会は裁判外紛争処理機関であり、このような手続を有しておらず、本件について、公正かつ適正な判断を行うためには、裁判所における訴訟による解決が適当であり、裁定審査会において裁定を行うことは適当でない。